

令和8年度水島港利用補助金制度のご案内

荷主向け

【水島港利用促進支援事業費補助金】



(3) 大口継続利用補助

補助対象期間

令和8年1月1日から令和10年12月31日まで

補助対象者

補助対象期間の各年に水島港を船積港として輸出し、又は陸揚港として輸入したコンテナ貨物が、**令和7年と比較して100TEU以上増加**し、かつ、**増加したコンテナ貨物の補助対象期間における合計が600TEU以上**である**荷主**

補助金額

1者当たり最大**300万円**（令和10年度交付）

※「(1)新規・転換利用」「(2)継続利用拡大」と併用可能。ただし、(1)(2)を補助対象期間内に交付を受けた場合は、300万円からその額を除く）

《利用例》

※貨物量の単位はTEU

① R8新規利用→R10まで貨物量キープ

R7 : 貨物量0

R8 : 貨物量200（対R7 100以上増加）【(1)新規利用100万円交付】

R9 : 貨物量200（対R7 100以上増加）

R10 : 貨物量200（対R7 100以上増加 & R8～10合計 対R7 600以上増加）

☞ R10 200万円交付（300万円-100万円(R8補助分)）

② R8継続利用→R10まで利用増加

R7 : 貨物量100

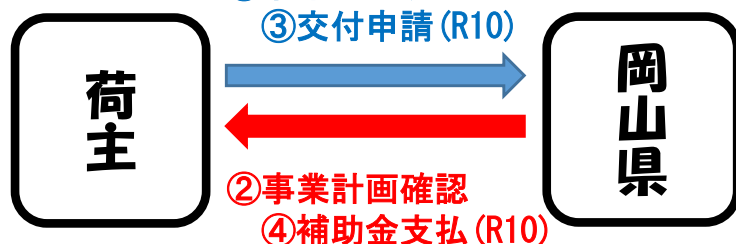
R8 : 貨物量200（対R7 100以上増加）【(2)継続利用50万円交付】

R9 : 貨物量300（対R7 100以上増加）【(2)継続利用50万円交付】

R10 : 貨物量400（対R7 100以上増加 & R8～10合計 対R7 600以上増加）

☞ R10 200万円交付（300万円-50万円×2(R8,R9補助分)）

事業の流れ



事業計画提出期間

令和8年6月1日(月)

～

令和8年11月2日(月)

※状況によっては締切を繰り上げる場合があります。

本補助金に関する問い合わせ先

岡山県土木部港湾課 計画振興班 Tel : 086-226-7486 E-mail : kowan@pref.okayama.lg.jp